

一般社団法人 日本ユマニチュード学会
2025 年度 第七期 定時社員総会参考書類

2026 年 9 月 27 日（日曜日）開催の 2025 年度第七期定時社員総会につき、次のとおり議案を提出いたします。

「報告事項」

第 1 号 第七期（2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）事業報告の内容報告の件

第 2 号 第八期（2026 年 7 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日まで）事業計画の内容報告の件

「決議事項」

第 1 号議案 第七期（2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）計算書類承認の件

第 2 号議案 定款変更の件

1. 定款変更提案趣旨

日本においてユマニチュードに関する活動が開始されて以来、ユマニチュードの著作者および SAS Humanitude は、本田美和子との間で、ユマニチュードに関する全権委任契約を締結していました。この契約に基づき、本田美和子と日本ユマニチュード学会との間で研修事業業務受託契約が締結され、同契約が、日本ユマニチュード学会がユマニチュードに関する研修その他の事業を行う契約上の根拠となっていました。

一方、個人に権限を委任する従来の体制については、活動の継続性および安定性の観点から、将来にわたる運営体制としての課題がありました。このため、より安定的かつ継続的な運営体制へ移行することとし、本田美和子との全権委任契約は 2026 年 3 月をもって終了しました。

2026 年 4 月、ユマニチュードの著作者および SAS Humanitude は、本田美和子に代わり、IGM Japon 合同会社との間で、日本におけるユマニチュードに関するマスターフランチャイズ契約を締結しました。これにより、日本国内におけるユマニチュードの教育・研修、インストラクターの養成、資格認定、教育内容の管理等については、IGM Japon 合同会社がマスターフランチャイジーとして統括する新たな運営体制となりました。

日本ユマニチュード学会は、新たな運営体制のもとでユマニチュードに関する活動を継続して実施するため、2026 年 8 月、IGM Japon 合同会社との間でフランチャイズ契約を締結しました。

日本ユマニチュード学会は、「職務としてではなく、日常生活における活用または教養として、ユマニチュードを実践する者」(非専門職)を対象とした研修、ユマニチュードに関する学術・研究活動、広報や普及、ユマニチュード施設認証制度の運営等、学術団体としての役割を引き続き担います。

以上の契約関係および運営体制の変更を踏まえ、日本ユマニチュード学会の目的および事業を、現在の学会の役割および権限に即した内容とするため、定款第14条に基づき、定款の変更を提案いたします。

2. 定款第3条（目的）の変更

新たな運営体制のもとでの日本ユマニチュード学会の役割を明確にするため、定款第3条（目的）に、IGM Japon 合同会社との連携に関する事項を追加するとともに、学会が実施するユマニチュードに関する研修プログラムの範囲を明示します。

これにより、ユマニチュードに関する学術団体としての役割と、IGM Japon 合同会社とのフランチャイズ契約に基づいて実施する活動との関係を明確にします。

3. 定款第4条（事業）の変更

新たなマスターフランチャイズ契約および日本ユマニチュード学会と IGM Japon 合同会社とのフランチャイズ契約に基づき、これまで日本ユマニチュード学会の事業として定款に定めていた次の事業については、今後、日本ユマニチュード学会が独自に企画・実施または統括する事業ではなく、IGM Japon 合同会社がマスターフランチャイジーとして統括する領域となります。このため、定款で定めた学会の事業を、新たな契約関係における学会の役割および権限と整合させるため、定款第4条第1項(5)の変更および(6)(7)(8)を削除します。また、同条第2項にフランチャイジーの同意条項を追加します。

① 第4条第1項(5)の変更

現：ユマニチュードの普及、浸透のためのガイドライン等の制定

変更：ユマニチュードの普及、浸透のための市民、家族介護者および学生を対象としたユマニチュードの講座・研修事業

② 第4条第1項(6)(7)(8)の削除

(6)ユマニチュードの講座・研修事業の日本最適化と監修

(7)認定インストラクターの育成、継続学習制度の企画

(8)ユマニチュードの資格認定事業

③ 第4条第2項の追加

現：前項の事業は、本邦及び SAS Humankind 社の求めに応じて海外において行うものとする。

変更：前項の事業は、IGM-Japon の同意を得て、本邦及び SAS Humankind 社の求めに応じて海外において行うものとする。

該当条項	現行定款	変更案	変更理由
第 4 条 第 1 項 (5)	ユマニチュードの普及、浸透のための市民、家族介護者および学生を対象としたユマニチュードの講座・研修事業 イドライン等の制定	ユマニチュードの普及、浸透のための市民、家族介護者および学生を対象としたユマニチュードの講座・研修事業	IGM-Japon とのフランチャイズ契約に基づき、学会が実施するユマニチュードの講座・研修事業の対象を、市民、家族介護者および学生に明確化するため。
第 4 条 第 1 項 (6)	ユマニチュードの講座・研修事業の日本最適化と監修	削除	ユマニチュードの教育内容および研修体系の管理・監修は、マスターフランチャイジーである IGM-Japon が担うため。
第 4 条 第 1 項 (7)	認定インストラクターの育成、継続学習制度の企画	削除	認定インストラクターの育成および資格維持に関する教育・継続学習制度は、IGM-Japon が管理する教育体系に位置付けられるため。
第 4 条 第 1 項 (8)	ユマニチュードの資格認定事業	削除	ユマニチュードに関する専門職の資格認定は、IGM-Japon が管理する教育・資格制度に位置付けられるため。
第 4 条 第 2 項	前項の事業は、本邦及び SAS Humankind 社の求めに応じて海外において行うものとする。	前項の事業は、IGM-Japon の同意を得て、本邦及び SAS Humankind 社の求めに応じて海外において行うものとする。	日本におけるユマニチュード事業のマスターフランチャイジーである IGM-Japon との契約関係および事業範囲との整合性を確保するため。

なお、この変更は、日本ユマニチュード学会がユマニチュードに関する活動を行わなくなることの意味するものではありません。学会は今後も、ユマニチュードに関する活動等を学術団体として引き続き行います。また、教育・研修等については、IGM Japon 合同会社との連携およびフランチャイズ契約に基づき、契約上認められた範囲で実施します。

このように、今回の定款変更は、日本ユマニチュード学会の活動を縮小することを目的とするものではなく、新たな契約関係および運営体制のもとで、学会が担う学術的役割と、IGM Japon 合同会社が統括する教育・研修等の領域との役割分担を明確にするものです。

以上の理由により、定款第3条（目的）および第4条（事業）を変更することについて、ご承認をお願いするものです。

第3号議案 ユマニチュード認証制度の費用に関する内規変更の件

1. 認証会員の会費変更

認証会員の会費を、2027年4月から準備会員と同額とします。

ただし、現会員は社員総会承諾後、年間会費支払期間末月に応じて調整があります。

以下、「ユマニチュード認証制度の費用に関する内規」の変更箇所です。

1. 会費

定員30名以上の事業所の場合：準備会員15万円 認証会員10万円 → 15万円

・フロア・病棟単位の場合、そのフロア・病棟が所属する事業所全体の定員数を適用

定員29名以下の小規模事業所の場合：準備会員10.5万円 認証会員7万円 → 10.5万円

・認証会員は、ブロンズ（またはシルバー、ゴールド）取得以降、最初の更新から適用

既に、所属法人もしくは事業所等で当学会の賛助会員になっている場合には、準備会員との差額のみで、準備会員に移行出来るものとします。

2. 認証調査の費用の変更

・認証調査に伺う宿泊交通費 10万円 → 13万円

実費には、交通費と宿泊費を念頭にしていますが、現在の物価高騰により、一人10万円では1泊2日の交通費・宿泊費が賄えず、赤字の状態が続いているため。

3. 会費納入月の一元化

・日本ユマニチュード学会期間開始月7月を全事業所の会費納入月（1年分）とする。

以上

〔報告事項：第1号〕

2025 年度 第七期 事業報告
[2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで]

一般社団法人日本ユマニチュード学会は、フランス発祥のコミュニケーション・ケア技法 ユマニチュードの普及・浸透を通じて全ての人の自律が尊重される社会の実現に貢献することを目的とし、SAS Humanitude 社（フランス本部）との連携のもと、ユマニチュードに関する広報、認証、教育、学術研究、会員間の相互交流に取り組んでいます。

設立第7期となる当期は、これまでの活動をさらに発展させ、将来にわたり安定的かつ継続的に展開していくため、日本におけるユマニチュードの運営体制について、フランス本部と協議を重ねました。

これまで日本においては、本田美和子がユマニチュードに関する全権の委任を受け、その契約に基づいて、日本ユマニチュード学会が各種事業を実施してきました。一方、日本におけるユマニチュードの活動の広がりや今後のさらなる発展を見据え、個人への権限委任による体制から、より継続性と安定性を備えた組織的な運営体制へ移行することとなりました。

その一環として、本田美和子への全権委任契約を終了し、新たに IGM Japon 合同会社が、ユマニチュードの教育・研修、インストラクター養成、資格認定等を日本国内で統括するマスターフランチャイズ契約をフランス本部と締結する方針が決定され、当期後半には、新たな運営体制への移行に向けた準備を進めました。

この新たな体制のもと、日本ユマニチュード学会は、ユマニチュードに関する学術的知見の発信・普及や施設認証制度運営など、学術団体としての役割を引き続き担います。また、教育・研修等については、IGM Japon 合同会社との連携のもと、学会が担う範囲を明確にしながら活動を進めて参ります。

今回の運営体制の変更は、これまで積み重ねてきた活動を縮小するものではなく、日本におけるユマニチュードの活動を将来にわたって持続的に発展させるため、それぞれの組織の役割を明確にし、より安定した基盤を整えるものです。

今後も、日本ユマニチュード学会は、ユマニチュードに関わる皆さまとともに、研究と実践から得られる知見を社会に還元し、ケアを受ける人、ケアをする人、そしてすべての人の自律が尊重される社会の実現に向けて活動を続けて参ります。

以上のような大きな変革期を迎えた当期で具体的に取り組んだ重点項目は以下の7点です。

1. 運営基盤とガバナンスの強化
2. ユマニチュード認証制度の再構築
3. 研修制度の安定運営
4. 自治体との取り組みの拡大

5. 広報活動と会員相互交流
6. 日本財団の助成による IGMJ との協働に基づく専門職教育の強化
7. 教育機関におけるユマニチュード教育の広がり
8. 学術研究

1. 運営基盤とガバナンスの強化

非営利型の一般社団法人として、研修および認証等の各種事業を包括的に展開するとともに、福岡市をはじめとする自治体や関連団体からの大規模な事業受託に適う、強固で信頼性の高いガバナンス体制の構築が不可欠であるとの認識のもと、当学会は法務顧問（蔵元弁護士）協力のもとガバナンス体制に関する包括的な調査・検証を実施いたしました。その結果に基づき、以下の各種取り組みを推進し、運営基盤の更なる強化に努めました。

①副代表理事の設置

より迅速な意思決定および対外的な交渉能力の向上を図るため、2026 年 5 月 29 日開催の第 7 期第 4 回理事会において、副代表理事のポストを新設いたしました。

副代表理事 大島寿美子

現職：北星学園大学 文学部 心理・応用コミュニケーション学科（教授）

略歴・実績：科学ジャーナリストを経て大学でコミュニケーションを教える立場から、援助者・被援助者の関係を変容するユマニチュードに注目。

2019 年、ユマニチュードを第三者の視点から実践的に思索した

「絆を築くケア技法・ユマニチュード 人のケアから関係性のケアへ」を上梓。

北海道大学大学院医学研究科博士課程修了(Ph.D)。

ユマニチュード認定インストラクター。

②業務執行理事の担当制導入

代表理事への業務集中を緩和し、各事業の推進および運営の効率化を図るため、2025 年 8 月 29 日開催の第 7 期第 1 回理事会において、業務執行理事への担当制（主管部門の設定）を導入いたしました。

・研修事業本部

新規自治体展開：荒瀬 泰子 業務執行理事

サポーター講座：大島 寿美子 業務執行理事

・認証事業本部

統括：吉川 左紀子 業務執行理事

事業運営：小川 聡子 業務執行理事

・事務局

広報：片山 充哉 業務執行理事

③経理業務の外部委託（アウトソーシング）

経理業務における第三者性と客観性を確保し、迅速かつ正確な会計実務を推進するため、2025年3月より、社会福祉法人新樹会へ経理業務を委託いたしました。

④ハラスメント防止策の実施

当学会に関連する事業において、ハラスメント事案の報告がなされました。学会としてはこれを厳粛に受け止め、内部ハラスメント相談窓口を中心に、速やかに事実関係の調査および検証を実施いたしました。今後におきましても、ハラスメントの防止ならびに事案発生時の誠実かつ迅速な対応を徹底し、健全な組織環境の維持・向上に努めてまいります。

2. ユマニチュード認証制度の再構築

（1）2027年度4月認証制度の改正に向けた制度再整備の進捗報告

2026年1月～2027年3月新規の認証審査申し込みを一時停止しています。認証制度を今後も安定的かつ質を担保するために、審査体制・評価支援・運営体制の再整備を行っています。

- ① 制度を整える：評価基準・審査方法の整理・認証審査前後のフォローアップ充実・わかりやすい制度運用へ修正中です。
- ② 審査対応力を高める：日本財団の助成を活用し、サーベイヤ育成を実施しました。今後も、認証審査に対応力を充実させるために、サーベイヤ育成は継続していきます。

日本財団助成『ユマニチュード技法の指導者と実践者の養成』

ユマニチュード施設認証調査人材育成事業（2025年4月～2026年3月）：

事業費総額約441万円、助成額80%：353万円

- ③ 2027年4月から認証審査再開：2027年4月以降の新規申し込み再開に向け、制度・人材・運営基盤を整備中です。2027年1月～2月ごろにHPにお知らせ、4月再開に向けて申し込み開始予定です。

現在は、認証制度を「止めている期間」ではなく、次の認証制度をより良い形で再開するための「整える期間」と位置付けて、鋭意作業を続けています。

【制度改正の大枠】

- ・会費改定及び会費納入月の一元化（決議事項参照）
- ・IGM-Jと連携した研修受講の推進（ユマニチュードの理解と技術向上につなげる）
体制に向けた連携MTGの実施 第1回2026年6月22日
- ・審査料の改定に向けた検討（交通費を含む物価上昇対応）
- ・認証評価基準のバージョンアップ
事業所からの様々意見を取り入れた、項目数の整理や分かりやすい評価基準の記載
ブロンズ、シルバー、ゴールドラベルに応じた評価方法の明文化
サーベイヤの評価基準の明確化
 - ・会員ベネフィットの改定
 - ・有料サービスの構築（多種にわたる事業所状況に応じたサービスの構築）など

(2) 第7期(2025年7月～2026年6月)認証審査報告(調査・審査実績)

- ・認証調査実施数 16 件(再確認・更新含む)
- ・審査会開催数 11 回(内2回対象事業所なし) 審査数 31 件
- ・認証取得事業所: 初回ブロンズ 3 件 ブロンズ更新 2 件

結果: 初回認証 ブロンズ 3 事業所、 更新認証 ブロンズ 2 事業 (初の認証更新)

<2026 年 2 月: ブロンズ認証取得事業所>

西部ガスライフサポート株式会社
アンペレーナ百道ケアセンター(福岡県福岡市)

種類 : 介護付き有料老人ホーム
住所 : 福岡県福岡市早良区百道浜 3-9-17
定員 : 33 名



<2025 年 2 月: ブロンズ認証更新事業所>

社会福祉法人平成会
介護老人福祉施設さわらび(長野県岡谷市)

種類 : 介護老人福祉施設
住所 : 長野県岡谷市西山 1723-101
定員 : 86 名



<2025 年 3 月: ブロンズ認証更新事業所>

医療法人社団 東山会
調布東山病院 5 階・6 階病棟(東京都調布市)

種類 : 病院
住所 : 東京都調布市小島町 2-32-17
定員 : 83 床



<2026 年 6 月: ブロンズ認証取得事業所>

社会福祉法人八生会
ケアハウスゆやの里(静岡県磐田市)

種類 : 特定施設入居者生活介護 軽費老人ホーム
住所 : 静岡県磐田市加茂 395
定員 : 30 名



<2026 年 6 月: ブロンズ認証取得事業所>

医療法人博愛会
額田病院地域包括ケア病棟(福岡県飯塚市)

種類 : 地域医療支援病院
住所 : 福岡県飯塚市口原 1061-1
定員 : 36 床



2023 年から認証事業開始し、2026 年 6 月現在の認証会員総数は準備会員 18、認証会員 19 (ブロンズ認証 5 病院/14 施設、シルバー認証・ゴールド認証なし)

3. 研修制度の安定運営

これまで構築してきた市民・家族向けの教育プログラムやサポーター制度を基盤として、さらなる普及・浸透を図るとともに、登録サポーターの活動支援・連携強化に取り組みました。具体的な取り組みと実績は以下のとおりです。

(1) 認定サポーター講座の拡大と浸透

ユマニチュードを日々の暮らしや地域での活動に活かしていただくことを目的として開発した「市民・家族のためのユマニチュード認定サポーター準備講座／養成講座」について、安定的な提供を継続しました。受講者の仕事や家庭の都合に配慮し、選択肢を確保するという観点から、土曜日の午前中、月曜日の夕方を定期枠として開催しています。

チラシ、メール、SNS 等による講座の周知、準備講座から養成講座への継続受講を促す案内を通じて参加促進を図りました。また、講師を担当するインストラクター3名と事務局スタッフで、講座内容の検討や勉強会を定期的に行いました。さらに、定期的な講座の開催に加え、自治体と連携した講座の開催にも取り組みました。

2023年5月に開始したサポーター講座は、3年間にわたり収入面も含め安定的に運営することができました。受講者は、全国47都道府県に及び、海外からの受講もありました。また、さまざまな文化的背景を持つ方にも受講いただいています。

サポーター講座開始（2023年5月）からの累積実績（2026年8月17日現在）
準備講座 46講座開催（1講座2日間＝92回）／受講者 924名
養成講座 38講座開催（1講座2日間＝76回）／受講者 488名
準備・養成講座受講者トータル 1412名

受講者アンケートでは、講座の内容、講師のインストラクターに対して高評価を得ています。

(2) 継続教育とサポーター間の交流（サポーターズサロン・スキルアップ講座）

登録後のサポーターが継続して学びを深め、互いに支え合い、経験や知識を共有できる環境づくりを目指して、継続教育プログラムを安定的に実施しました。「サポーターズサロン」は2か月に1回、奇数月の最終火曜日夕方にオンラインで開催し、参加者同士の交流に加え、スピーカーによる話題提供や活発な意見交換が行われました。また、ユマニチュードの哲学や技術についてさらに学びを深める「スキルアップ講座」（年1回開催）も実施しました。こうした活動を通じて、ユマニチュードを地域に広げていく仲間としてのつながりを深めることができました。

サポーター講座開始（2023年5月）からの累積実績（2026年8月17日現在）
サポーター登録者数 214名（うち継続182名）
サポーターズサロン 開催数 18回
サポーターズレター寄稿数 9回

(3) サポーターの主体的活動の支援（キャラバン with サポーター）

「もっとユマニチュードの仲間を増やしたい」という主体的な声をきっかけに2025年度か

ら始まったサポーター主催の「キャラバン with サポーター」を継続・発展させました。キャラバン with サポーターは、サポーターとつながりのある人々を対象に、ユマニチュード・キャラバンを開催する活動です。サポーターが主体的に活動する機会を広げるとともに、それぞれの地域や関係機関においてユマニチュードの普及を進めることができました。

2025 年度からの実績（2026 年 8 月 17 日現在）

キャラバン with サポーター開催数 3 回

(4) まとめと今後の展望

サポーター講座の安定的な運営体制が定着し、サポーター登録後の継続的なフォローアップ体制が整いました。また、サポーター自身が主体となって地域にユマニチュードを広げていく活動も着実に進みました。

ユマニチュード事業を検討している自治体に対し、職員がユマニチュードについて知る機会としてサポーター講座を紹介したところ、熊本県大津町において、2026 年度からサポーター準備・養成講座を町民対象事業として取り入れることになりました。

今後も、サポーター講座を活用した市民社会への普及・浸透を図るとともに、登録サポーターが継続して学びを深め、誇りを持って活動できる環境づくりに努めていきます。

4. 自治体との取り組みの拡大

自治体におけるユマニチュードの取り組みのロールモデルとして、当期も福岡市との連携を密接に進めました。とりわけ、日本財団の助成を受けて実施した「ユマニチュード技法の指導者および実践者の養成とユマニチュード認証に取り組む施設への支援」事業では、福岡市内の施設・病院の職員延べ 620 名がユマニチュード研修を受講し、専門職の人材育成を通じて、地域におけるユマニチュードの普及・定着を進めました。

さらに当期は、西東京市と自治体としては初めての協定を締結し、自治体と連携したユマニチュードの取り組みを開始することとなりました。このほか、前述の熊本県大津町や東京都港区などにおいても、地域住民を対象とした講演等を継続して実施しています。

自治体におけるユマニチュード導入の第一歩となる住民・関係者等を対象とした講演については、当期、全国 30 自治体で実施しました。福岡市で培ってきた取り組みを一つのモデルとしながら、それぞれの地域の特性やニーズに応じたユマニチュードの展開が全国各地で進みつつあります。

5. 広報活動と会員相互交流

1 会員数の推移

日本ユマニチュード学会が大切にしているコミュニティづくりの基盤となる会員数は、当期末で 729 名となり、前期比 103%と着実に増加しました。

今後も、ユマニチュードに関心を寄せる多様な方々が集い、学び、交流し、それぞれの実践や研究を共有できる場として、会員の皆さまにとってより魅力ある学会となるよう活動を続けて参ります。

合計		2025/6 末	2026/6 末	対前年比
正会員（名誉正会員含む）		194	187	96%
専門職	一般	207	219	106%
	学生	25	25	100%
市民会員（家族と市民の会）		148	147	99%
賛助会員	主登録者	19	19	100%
	賛助正会員	16	15	
	賛助メンバー	17	19	
認証(準備)会員	主登録者	33	36	
	認証正会員	11	18	
	認証メンバー	39	44	
合計		709	729	103%

2 情報発信の強化

当期は、ユマニチュードに関心を寄せる方々とのつながりを深め、コミュニティを育むため、情報発信の強化にも取り組みました。新たに広報担当者 1 名が参画し、月 1 回の「編集会議」を開催する体制を整えました。学会の活動内容をはじめ、メディアで取り上げられたユマニチュードに関するニュースや国内外のさまざまな動きを、ウェブサイトや SNS 等を通じて継続的に発信しています。

とりわけ大きな情報発信の機会となったのが、2026 年 5 月に開催された第 79 回カンヌ国際映画祭で最優秀女優賞を受賞した映画「急に具合が悪くなる」です。本作品ではユマニチュードが重要なモチーフの一つとなっており、制作過程では、イヴ・ジネスト、ロゼット・マレスコッティ、本田美和子が脚本への助言、出演俳優への研修、撮影時の監修などに携わりました。

作品を契機として、NHK「ニュースウオッチ 9」で濱口竜介監督とイヴ・ジネストの対談が放送されたほか、主要紙においてもユマニチュードに関する特集が組まれるなど、幅広いメディアを通じた情報発信につながりました。映画という新たな文化的な接点を通じて、これまでユマニチュードに接する機会のなかった多くの方々にも、その考え方やケアのあり方を知っていただく貴重な機会となりました。

<第六期：2025 年 7 月～2026 年 6 月の情報発信実績>

ウィークリーメール：配信数 50 回

ウェブサイトニュース記事投稿：31 件

Facebook：follower 数 1,280、投稿 24 件（2 週間に 1 回程度）

Twitter：follower 数 708、投稿 10 件（1 か月に 1 回程度）

Instagram：follower 数 2,576、投稿 18 件（2 週間に 1 回程度）

3 ユマニチュード・キャラバンの継続実施

ユマニチュード学会賛助会員やインストラクターが、自分が属する地域でユマニチュードを広く伝える広報の機会となる、ユマニチュード・キャラバンは当期も数多く実施されました。

<ユマニチュード・キャラバン開催実績（2025 年 7 月～2026 年 6 月）>

・学会主催オープンキャラバン：

2025 年 11 月 21 日（金）

・自主企画キャラバン：

2025 年 8 月 21 日 社会医療法人財団 白十字会

2025 年 9 月 18 日 茨城県稲敷市教育委員会

2025 年 10 月 14 日 社会医療法人財団 白十字会

2025 年 10 月 31 日 社会医療法人財団 白十字会

2025 年 11 月 4 日 社会医療法人財団 白十字会

2025 年 11 月 21 日 社会医療法人財団 白十字会

2025 年 11 月 25 日 社会医療法人財団 白十字会

2025 年 12 月 3 日 社会医療法人財団 白十字会

2025 年 12 月 6 日 社会医療法人財団 白十字会

2026 年 1 月 13 日 社会医療法人財団 白十字会

2026 年 2 月 26 日 医療法人財団愛泉会 愛知国際病院

2026 年 2 月 28 日 社会医療法人財団 白十字会

2026 年 3 月 11 日 おたっしゃ広場

2026 年 3 月 17 日 おたっしゃ広場

2026 年 4 月 10 日 茨城県稲敷市高齢福祉課・認知症サポーター講座

2026 年 5 月 23 日 医療法人社団総生会・麻生リハビリ総合病院

4 講演会への講師派遣

ユマニチュードの基本的な考え方を広く社会に伝えることを目的とした講演については、当期も全国各地から多くの依頼が寄せられ、各地で活動するインストラクターが積極的に講演を行いました。当期は計 48 回の講演を実施し、幅広い地域の多くの方々に、ユマニチュードの基本的な考え方やその意義をお伝えする機会となりました。

5 学会だよりとアニュアルレポート

年 4 回、A4 判の紙媒体で会員に郵送している「学会だより」では、ユマニチュードを日々の生活や実践に取り入れる際に役立つヒントや、学会が主催する認定サポーター準備講座・養成講座の日程、学会からのお知らせなどを紹介しています。デジタルによる情報発信が増えるなか、会員の皆さまに身近な情報を定期的かつ確実にお届けする紙媒体として、継続して発行しています。

また、学会の1年間の活動や成果を広く知っていただくため、当期についてもアニュアルレポートを作成し、デジタル版として配信する予定です。

6. 日本財団の助成による専門職教育の強化

当期は、日本財団の助成を受けた「ユマニチュード技法の指導者および実践者の養成とユマニチュード認証に取り組む施設への支援」事業を通じて、ユマニチュードの指導を担う人材の育成と、ケア専門職を対象とした教育の充実に取り組みました。いずれの事業も、IGM Japon との協働のもとに実施しました。

事業②「ユマニチュードインストラクター養成事業」（事業費総額 820 万円、助成額 656 万円〔助成率 80%〕）では、ユマニチュードの教育を担う認定インストラクターの継続的な指導力向上に取り組みました。現在 51 名が在籍する認定インストラクターを対象に、ユマニチュードの基本技術の確認・向上と指導力のさらなる向上を目的としたブラッシュアップ研修を複数回実施しました。また、実際の研修に指導者として参加しながら経験を積む OJT（On-the-Job Training）の機会を設け、実践を通じた指導力の向上を図りました。

事業③「ケア専門職・施設を対象としたユマニチュード教育事業」（事業費総額約 1,450 万円、助成額 1,160 万円〔助成率 80%〕）では、福岡市内の施設・病院に所属する専門職を対象としてユマニチュード研修を実施しました。これにより、個々の専門職の知識・技術の習得にとどまらず、それぞれの施設においてユマニチュードを継続的に実践できる人材と環境を育成し、地域におけるケアの質の向上につなげることを目指しました。

このように、指導者を育成する事業②と、専門職および施設への教育を行う事業③を一体的に進めることにより、ユマニチュードを継続的かつ質を保ちながら届けるための専門職教育の基盤強化を進めました

7. 教育機関におけるユマニチュード教育の広がり

ユマニチュードを学ぶ機会を提供する教育機関は、継続的に増えています。

福岡市では、市内の小・中学校の児童・生徒を対象としたユマニチュードの授業が実施されています。授業を担うのは、日本ユマニチュード学会の協力のもと、福岡市が独自に養成している「ユマニチュード地域リーダー」です。専門職のみならず、子どもたちが学校教育のなかで、相手を尊重するコミュニケーションやユマニチュードの基本的な考え方を学ぶ機会が広がっています。

専門職教育においては、とりわけ医学部でのカリキュラムへの導入が進んでいます。現在、旭川医科大学、群馬大学、愛知医科大学、京都大学、奈良県立医科大学、岡山大学、川崎医科大学、産業医科大学、長崎大学、久留米大学、熊本大学、琉球大学において、医学生を対象としたユマニチュードの講義が行われています。

看護教育においても導入が進んでおり、富山県立大学では、4年間を通じてユマニチュードを学ぶ教育プログラムがコアカリキュラムに組み込まれ、毎年イヴ・ジネストによる集中講義が実施されるなど、継続的かつ体系的な教育が行われています。

さらに、学術研究から生まれた新たな教育手法の実装も進んでいます。中澤篤志理事が九州大学の倉爪亮教授と共同で開発した、拡張現実（AR）を活用してユマニチュードを学ぶシミュレーショントレーニングシステムは、先進的なケア技術教育の手法として、群馬大学、関西医科大学、岡山大学、長崎大学などの学生教育に導入されています。

このように、小・中学校における市民教育から、医学・看護学をはじめとする専門職教育、さらに研究成果を活用した先進的な教育手法まで、さまざまな教育段階においてユマニチュードを学ぶ機会が広がっています。

8. 学術研究

大会長講演「ユマニチュード：点から線に繋げるために～今後の展望」をはじめ、ユマニチュードの神経科学的側面に着目した、本田学先生（国立精神・神経医療研究センター神経研究所 疾病研究第7部部長）による基調講演「新たな健康・医療戦略＜情報医療＞としてのユマニチュード」、米国での臨床経験を経て帰国した3名の老年医学専門医によるシンポジウム「どうしてこんなに米国老年科医がユマニチュードに“はまった”のか」、さらに、ユマニチュードの指導・導入に携わるさまざまな立場から実践経験を共有したシンポジウム「研修と認証で現場はどう変わったか？各施設からのリアルボイス」など、多角的な視点からユマニチュードを考える機会となりました。

一般演題では32題の口頭発表が行われ、研究成果や実践報告をもとに活発な意見交換が行われました。ユマニチュードを個々の実践から組織、さらには地域へと広げていくための課題と展望を共有する、充実した学術集会となりました。

2026年度 第八期 事業計画
[2026年7月1日から2027年6月30日まで]

1. 基本方針 — 新たな体制のもとで基盤を構築する一年

第7期は、日本におけるユマニチュードの活動を将来にわたり安定的かつ継続的に発展させるため、運営体制の抜本的な見直しを行った大きな転換期となりました。

新たな体制では、IGM Japon 合同会社が、日本国内におけるユマニチュードの教育・研修、インストラクター養成、資格認定、教育内容の管理等を統括し、日本ユマニチュード学会はIGM Japon 合同会社とのフランチャイズ契約に基づくフランチャイジーとして、契約に定められた範囲の事業を実施します。

第8期は、日本ユマニチュード学会がこの新たなフランチャイズ体制のもとで活動する最初の一年となります。

そのため、直ちに事業規模の大幅な拡大を目指すのではなく、まず、IGM Japon と日本ユマニチュード学会の役割分担を実際の事業運営に定着させ、フランチャイズ契約に基づく事業の運営方法、情報共有、意思決定、事務手続等を整備し、安定して活動を継続できる基盤を構築することを最優先とします。

一方、日本ユマニチュード学会は、独立した学術団体として、ユマニチュードに関する学術・研究活動、学術的知見の集積・検証、研究成果その他の学術的知見の発信・普及、会員相互の交流等を引き続き推進します。

第8期を、新たな体制のもとで大きな飛躍を目指す一年ではなく、これまで培ってきた活動を着実に継続しながら、次の発展を可能にするための確かな土台を構築する一年と位置づけます。

2. IGM Japon との新たな連携体制の確立

第8期は、IGM Japon を日本におけるユマニチュード事業の統括主体、日本ユマニチュード学会をそのフランチャイジーとする新たな関係を、実際の事業運営に定着させます。

日本ユマニチュード学会は、IGM Japon とのフランチャイズ契約に基づき、契約によって認められた範囲と条件のもとでユマニチュードに関する事業を実施します。そのため、IGM Japon と学会との間で、各事業における役割、情報共有、事業実施の手順、広報等に関する実務上の運用を整備し、日常的な事業が円滑に行われる体制を構築します。

また、IGM Japon と学会それぞれの役割を会員や関係者に分かりやすく示し、新しい体制についての共通理解を形成します。

第8期体制整備目標

- IGM Japon と日本ユマニチュード学会の役割を示すステークホルダー図の作成
- フランチャイズ契約に基づく各事業の運営手順の整備
- IGM Japon と学会との情報共有・連携体制の確立

3. 会員とともにつくるコミュニティの強化

会員は、日本ユマニチュード学会の活動を支える基盤であるとともに、ユマニチュードを学び、実践し、その経験や研究成果を共有するコミュニティの中心です。

第8期は、新たな体制における学会の役割を会員にわかりやすく伝えるとともに、学会に参加することの意義をより明確にし、会員が学び、交流し、実践や研究について共有し、生活に資することができる機会を充実させます。

学会だより、ウェブサイト、SNS、アニュアルレポート、学術集会等を通じた情報発信を継続するとともに、会員相互の交流を促進し、ユマニチュードを通じたコミュニティのさらなる充実を図ります。

第8期 KPI：会員数 約 10%増 [712] 名

4. 研修事業の安定的な運営

第8期は、IGM Japon とのフランチャイズ契約で学会に認められた「職務としてではなく、日常生活における活用または教養として、ユマニチュードを実践する者」（非専門職）を対象とした研修事業を、適切かつ安定的に実施します。

研修プログラムは、IGM Japon の監修のもとに実施し、受講者がユマニチュードの基本的な考え方を理解し、それぞれの生活や活動の場で活用できる教育機会を提供します。

また、スキルアップ講座など、認定サポーター講座受講後の継続的な学びや実践につながる仕組みを充実させ、研修の質の維持・向上に取り組めます。

第8期 KPI：サポーター講座開催数 [24] 回／サポーター登録者数（累積） [266] 名

5. 施設認証事業の安定的な運営と充実

施設認証は、施設全体で継続的にユマニチュードを実践し、ユマニチュードの5原則に基づく「良い生活の場」をつくることを通じて、そこでケアを受ける人々の自律と自由が護

られる環境の実現を目指す重要な取り組みです。第8期も、これまでと同様に、認証に取り組む施設への継続的な支援を行うとともに、新たに認証を目指す施設への支援を進めます。

また、認証取得そのものを最終的な目的とするのではなく、認証への取り組みを通じて、施設におけるケアの質の継続的な改善と、ケアを受ける人、ケアをする人の双方が尊重される組織文化の形成につながる制度として、安定的な運営を図ります。

第8期 KPI：認証会員（事業所）数 [45] 事業所

認証審査数 [16] 回

認証取得数（累積）ブロンズ [16]、シルバー [2]、ゴールド [1] 事業所

6. 第8期の位置づけ 一次の発展を支える土台をつくる

第8期は、日本ユマニチュード学会が IGM Japon のフランチャイジーとして、新たな体制のもとで活動を開始する最初の一年です。

IGM Japon とのフランチャイズ契約に基づく役割分担を実際の事業運営に定着させ、安定した連携体制を構築すること。会員が学び、交流し、実践や研究成果を共有できるコミュニティを育てること。非専門職を対象とした研修を安定的に届けること。そして、施設認証を通じて良い生活の場を支えること。第8期は、これらの活動について、規模の拡大を急ぐのではなく、一つひとつの仕組みを整え、その質と持続可能性を高めることを重点課題とします。

新しい体制を着実に定着させることによって、日本ユマニチュード学会がフランチャイジーとして担う事業と、学術団体として担う研究・学術活動の双方を安定して発展させ、次年度以降のさらなる展開につながる確かな基盤を構築して参ります。

最後に、フランチャイズ契約前後の変更点について、よくある質問形式でまとめました。

FAQ：学会と IGMJ-Japon とのフランチャイズ契約についてのよくある質問

1. 専門職を対象とする研修の実施主体はどこになるのでしょうか？

学会が IGM-Japon と結ぶ新たなフランチャイズ契約のもとでは、専門職研修は IGM-Japon が実施します。専門職研修の内容や研修日などについては、IGM-Japon のホームページをご参照ください。

2. 専門職と非専門職とはどのように区別されますか？

専門職の定義は、これまでと同様に、「職務遂行の一環としてユマニチュードを活用する者」（プロフェッショナル）です。医療・介護・福祉の専門職に限らず、職務上、人との関わりにおいてユマニチュードの考え方や技法を活用する方々も専門職に含まれます。したがって、ここでいう「専門職」は特定の専門資格の有無によって区別されるものではなく、ユマニチュードを職務の一環として活用するか否かによって区分されます。

非専門職の定義は、「職務としてではなく、日常生活における活用または教養として、ユマニチュードを実践する者」（ノンプロフェッショナル）です。市民、家族介護者、学生等がこれに該当し、家庭、地域、学校その他の日常生活の場において、対価を得ることを目的とせず、ユマニチュードを学び、実践する方々が対象となります。

新しいフランチャイズ契約のもとでは専門職の研修は IGM-Japon が実施します。非専門職の研修は学会が実施します。

3. 施設が学会と結んでいるインストラクター契約は、今後どのようなになりますか？

現在、貴施設が学会と結んでいるインストラクター契約については、学会との契約が終了し、新たに IGM-Japon と契約することになります。

インストラクター契約については、これまでの内容が引き継がれます。

4. 今後のインストラクター養成はどのように行われますか？

新規のインストラクター養成は、IGM-Japon が実施します。また、インストラクター養成研修には所定の研修費用が必要となります。詳細については、IGM-Japon にお問合せください。

5. 施設が研修費用を負担し、職員をインストラクター養成研修に派遣した場合、取得したインストラクター資格は個人に帰属するのでしょうか。また、その職員が施設を退職した場合、資格を保持したまま、転職先においてインストラクターとしての活動を継続することができるのでしょうか？

インストラクター資格は個人が取得するものですが、その資格に基づいて活動する権限が、無条件に個人に付随するものではありません。施設からインストラクター養成研修に派遣され、インストラクター資格を獲得した方は、所属事業所と IGM-Japon との契約に基づき、事業所内で、無償でユマニチュードの教育と実践を行うことができます。

しかしインストラクターが所属事業所を退職した場合は、当該所属事業所との契約に基づくインストラクター活動は終了しますので、転職先においてインストラクターとして活動することを希望する場合には、新たな所属事業所を含むインストラクター契約を改めて IGM-Japon と締結する必要があります。

また、新たな所属事業所内でユマニチュード教育を行う場合には、インストラクターが指導した職員数に応じて、当該事業所は所定の著作権使用料を IGM-Japon に支払う必要があります。詳細につきましては、IGM-Japon にお問合せください。

このように、インストラクター資格そのものは個人が取得・保持する一方、その資格に基づく教育活動は、所属事業所および IGM-Japon との契約のもとで行われます。

6. 施設に所属するインストラクターが出講要請に応じる日数は、これまで通り一人年 30 日と変更はありませんか？

変更はありません。

施設に所属するインストラクターについて、年間 30 日まではユマニチュードの研修・講演等の依頼を受ける義務があるとする、現行のインストラクター契約の条項に変更はありません。

7. 施設に所属するインストラクターへの出講要請が年間 30 日に満たない場合、その日数が翌年以降に繰り越されることはありますか？

繰り越しはありません。

8. インストラクターのフォローアップ研修は、年何回実施され、費用はどのくらいかかりますか？

インストラクターのフォローアップ研修は、インストラクター資格を維持するために必須の研修であり、すべてのインストラクターに参加が求められます。この要件は、これまでの契約と変わりません。フォローアップ研修は、IGM-Japon が原則として年 1 回実施します。

研修の参加費は無料ですが、研修会場までの交通費および研修期間中の宿泊費については、施設に所属するインストラクターの場合、所属施設の負担となります。

9. 学会が行っていた自治体向け等の研修はフランチャイズ契約後はどうなりますか？

自治体の一般向け研修（非専門職）は学会がおこないますが、専門職研修は IGM-Japon がおこないますので IGM-Japon にお問い合わせください。

10. 学会では専門職教育には携わらないとのことですが、認証制度はなくなるのですか？

認証制度事業は引き続き学会が実施します。そのため、認証制度がなくなることはありません。

認証基準を満たすためには、組織内でのユマニチュードの教育が必要です。専門職向けの教育については、IGM-Japon の各種研修をご活用ください。学会は IGM-Japon が提供する専門職教育と連携して、各事業所におけるユマニチュードの実践・定着を支援してまいります。

11. 認証制度事業が現在新規申込みが停止されています。今後の予定はどうなりますか？

現在、認証制度の改訂を行っており、申込み受付を一時停止しております。改訂後の認証制度については、2027 年初頭を目途に、説明会を開催予定です。

2027 年 4 月から新規申込みの受け付けを開始しますので、いましばらくお待ちください。

1 2. サポーター制度はどうなりますか？

今まで通り学会がおこないます。

1 3. 有料講演会はどうなりますか？

今まで通り学会が行います。

[決議事項：第 1 号議案]

2024 年度 第六期 計算書類

[2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで]

一般社団法人 日本ユマニチュード学会

貸借対照表

[2025 年 6 月 30 日現在]

(単位：円)			
科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	43,950,565	38,264,003	5,686,562
未収金	84,585	1,715,508	△ 1,630,923
貯蔵品	108,874	171,516	△ 62,642
未収消費税等	481,700	0	481,700
流動資産合計	44,625,724	40,151,027	4,474,697
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
日本財団助成金	1,220,480	20,639,460	△ 19,418,980
特定資産合計	1,220,480	20,639,460	△ 19,418,980
固定資産合計	1,220,480	20,639,460	△ 19,418,980
資産合計	45,846,204	60,790,487	△ 14,944,283
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,538,374	3,297,819	△ 759,445
前受会費	4,931,780	3,963,764	968,016
預り金	148,628	95,721	52,907
未払法人税等	3,260,600	1,378,900	1,881,700
未払消費税等	0	1,820,300	△ 1,820,300
流動負債合計	10,879,382	10,556,504	322,878
負債合計	10,879,382	10,556,504	322,878
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	4,000,000	4,000,000	0
2. 指定正味財産			
民間助成金	1,220,480	20,639,460	△ 19,418,980
指定正味財産合計	1,220,480	20,639,460	△ 19,418,980
(うち特定資産への充当額)	(1,220,480)	(20,639,460)	(△ 19,418,980)
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	29,746,342	25,594,523	4,151,819
一般正味財産合計	29,746,342	25,594,523	4,151,819
正味財産合計	34,966,822	50,233,983	△ 15,267,161
負債及び正味財産合計	45,846,204	60,790,487	△ 14,944,283

正味財産増減計算書
[2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで]

		(単位：円)		
科	目	当年度	前年度	増 減
I	一般正味財産増減の部			
1.	経常増減の部			
(1)	経常収益			
	受取会費	9,996,784	9,044,140	952,644
	正会員受取会費	1,958,999	1,791,645	167,354
	賛助会員受取会費	1,633,334	1,899,998	△ 266,664
	専門一般受取会費	1,343,000	1,166,500	176,500
	専門学生受取会費	28,751	26,167	2,584
	市民会員受取会費	450,617	362,330	88,287
	認証会員受取会費	4,582,083	3,797,500	784,583
	事業収益	39,682,202	29,155,323	10,526,879
	受取講演料等	20,919,585	4,812,096	16,107,489
	受取取材協力等	33,000	89,907	△ 56,907
	受取冊子等収益	721,374	411,565	309,809
	受取バッジ収益	0	690	△ 690
	受取委託料等	10,848,420	14,689,840	△ 3,841,420
	受取参加料	1,347,254	2,900,200	△ 1,552,946
	受取受講料	3,081,650	5,189,800	△ 2,108,150
	受取審査料	2,710,015	937,475	1,772,540
	受取登録料	13,200	123,750	△ 110,550
	その他	7,704	0	7,704
	受取補助金等	18,604,980	15,190,540	3,414,440
	受取民間助成金	500,000	12,960,000	△ 12,460,000
	受取民間助成金振替	18,104,980	2,230,540	15,874,440
	受取負担金	206,629	1,243,670	△ 1,037,041
	受取負担金	206,629	1,243,670	△ 1,037,041
	受取寄付金	120,000	110,000	10,000
	受取寄付金	120,000	110,000	10,000
	雑収益	118,572	44,241	74,331
	受取利息	118,572	44,241	74,331
	経常収益計	68,729,167	54,787,914	13,941,253
(2)	経常費用			
	事業費	56,631,659	42,879,699	13,751,960
	役員報酬	532,000	684,000	△ 152,000
	給料手当	9,655,905	11,068,049	△ 1,412,144
	委員会報酬	280,000	320,000	△ 40,000
	法定福利費	1,551,115	1,521,687	29,428
	旅費交通費	4,887,151	3,671,213	1,215,938
	通信運搬費	176,250	207,015	△ 30,765
	消耗品費	1,160,449	588,382	572,067
	広報費用	721,803	3,875,707	△ 3,153,904
	会議費	7,330	8,087	△ 757
	支払手数料	575,545	496,037	79,508
	租税公課	428,400	1,850,900	△ 1,422,500
	コンテンツ利用料	0	1,671,120	△ 1,671,120
	委託費	36,655,711	16,907,502	19,748,209
	賛助会員会費	0	10,000	△ 10,000
	管理費	4,685,089	1,654,122	3,030,967
	役員報酬	28,000	36,000	△ 8,000
	給料手当	145,413	255,625	△ 110,212
	法定福利費	81,638	80,088	1,550
	旅費交通費	354,866	2,227	352,639
	通信運搬費	128,929	7,941	120,988
	消耗品費	693,279	113,710	579,569
	広報費用	52,767	0	52,767
	会議費	1,485	0	1,485
	租税公課	41,225	7,617	33,608
	支払負担金	100,000	0	100,000
	委託費	2,900,865	1,080,777	1,820,088
	支払手数料	156,422	70,137	86,285
	雑費	200	0	200
	経常費用計	61,316,748	44,533,821	16,782,927
	評価損益等調整前当期経常増減額	7,412,419	10,254,093	△ 2,841,674
	評価損益等計	0	0	0
	当期経常増減額	7,412,419	10,254,093	△ 2,841,674

2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	7,412,419	10,254,093	△ 2,841,674
法人税、住民税及び事業税	3,260,600	1,378,900	1,881,700
当期一般正味財産増減額	4,151,819	8,875,193	△ 4,723,374
一般正味財産期首残高	25,594,523	16,719,330	8,875,193
一般正味財産期末残高	29,746,342	25,594,523	4,151,819
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	△ 1,314,000	22,870,000	△ 24,184,000
受取民間助成金	△ 1,314,000	22,870,000	△ 24,184,000
一般正味財産への振替額	△ 18,104,980	△ 2,230,540	△ 15,874,440
一般正味財産への振替額	△ 18,104,980	△ 2,230,540	△ 15,874,440
当期指定正味財産増減額	△ 19,418,980	20,639,460	△ 40,058,440
指定正味財産期首残高	20,639,460	0	20,639,460
指定正味財産期末残高	1,220,480	20,639,460	△ 19,418,980
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	4,000,000	4,000,000	0
基金期末残高	4,000,000	4,000,000	0
IV 正味財産期末残高	34,966,822	50,233,983	△ 15,267,161

対期首予算：正味財産増減計算書
[2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで]

		(単位：円)		
科 目	当年度実績	期首予算	増 減	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	9,996,784	10,587,000	△ 590,216	
正会員受取会費	1,958,999	2,330,000	△ 371,001	
賛助会員受取会費	1,633,334	2,000,000	△ 366,666	
専門一般受取会費	1,343,000	1,458,000	△ 115,000	
専門学生受取会費	28,751	27,000	1,751	
市民会員受取会費	450,617	612,000	△ 161,383	
認証会員受取会費	4,582,083	4,160,000	422,083	
事業収益	39,682,202	29,754,200	9,928,002	
受取講演料等	20,919,585	5,000,000	15,919,585	
受取取材協力等	33,000	100,000	△ 67,000	
受取冊子等収益	721,374	400,000	321,374	
受取バッジ収益	0	0	0	
受取委託料等	10,848,420	10,228,000	620,420	
受取参加料	1,347,254	800,000	547,254	
受取受講料	3,081,650	8,989,200	△ 5,907,550	
受取審査料	2,710,015	4,091,000	△ 1,380,985	
受取登録料	13,200	146,000	△ 132,800	
その他	7,704	0	7,704	
受取補助金等	18,604,980	22,870,000	△ 4,265,020	
受取民間助成金	500,000	22,870,000	△ 22,370,000	
受取民間助成金振替	18,104,980	0	18,104,980	
受取負担金	206,629	0	206,629	
受取負担金	206,629	0	206,629	
受取寄付金	120,000	0	120,000	
受取寄付金	120,000	0	120,000	
雑収益	118,572	0	118,572	
受取利息	118,572	0	118,572	
経常収益計	68,729,167	63,211,200	5,517,967	
(2) 経常費用				
事業費	56,631,659	58,875,500	△ 2,243,841	
役員報酬	532,000	1,680,000	△ 1,148,000	
給料手当	9,655,905	12,578,700	△ 2,922,795	
委員会報酬	280,000	480,000	△ 200,000	
法定福利費	1,551,115	1,821,600	△ 270,485	
旅費交通費	4,887,151	7,223,600	△ 2,336,449	
通信運搬費	176,250	321,600	△ 145,350	
消耗品費	1,160,449	400,000	760,449	
広報費用	721,803	460,000	261,803	
会議費	7,330	2,500,000	△ 2,492,670	
支払手数料	575,545	300,000	275,545	
租税公課	428,400	650,000	△ 221,600	
コンテンツ利用料	0	1,881,600	△ 1,881,600	
委託費	36,655,711	0	36,655,711	
賛助会員会費	0	28,578,400	△ 28,578,400	
管理費	4,685,089	0	4,685,089	
役員報酬	28,000	0	28,000	
給料手当	145,413	0	145,413	
法定福利費	81,638	0	81,638	
旅費交通費	354,866	0	354,866	
通信運搬費	128,929	0	128,929	
消耗品費	693,279	0	693,279	
広報費用	52,767	0	52,767	
会議費	1,485	0	1,485	
租税公課	41,225	0	41,225	
支払負担金	100,000	0	100,000	
委託費	2,900,865	0	2,900,865	
支払手数料	156,422	0	156,422	
雑費	200	0	200	
経常費用計	61,316,748	58,875,500	2,441,248	
評価損益等調整前当期経常増減額	7,412,419	4,335,700	3,076,719	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	7,412,419	4,335,700	3,076,719	

2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	7,412,419	4,335,700	3,076,719
法人税、住民税及び事業税	3,260,600	1,000,000	2,260,600
当期一般正味財産増減額	4,151,819	3,335,700	816,119
一般正味財産期首残高	25,594,523	24,307,523	1,287,000
一般正味財産期末残高	29,746,342	27,643,223	2,103,119
II 指定正味財産増減の部			0
受取補助金等	△ 1,314,000	0	△ 1,314,000
受取民間助成金	△ 1,314,000	0	△ 1,314,000
一般正味財産への振替額	△ 18,104,980	0	△ 18,104,980
一般正味財産への振替額	△ 18,104,980	0	△ 18,104,980
当期指定正味財産増減額	△ 19,418,980	0	△ 19,418,980
指定正味財産期首残高	20,639,460	0	20,639,460
指定正味財産期末残高	1,220,480	0	1,220,480
III 基金増減の部			0
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	4,000,000	4,000,000	0
基金期末残高	4,000,000	4,000,000	0
IV 正味財産期末残高	34,966,822	31,643,223	3,323,599

財務諸表に関する注記

1. 重要な会計方針
(1) 公益法人会計基準の適用
いる。
(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法・・・棚卸資産の評価方法は最終仕入原価法を採用している。
(3) 消費税等の会計処理・・・消費税及び地方消費税の会計処理は税込み方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)				
科	目	前期末残高	当期増加額	当期減少額
特定資産				当期末残高
日本財団助成金		20,639,460	0	19,418,980
小	計	20,639,460	0	19,418,980
合	計	20,639,460	0	19,418,980

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)				
科	目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)
特定資産				(うち負債に対応する額)
日本財団助成金		1,220,480	(1,220,480)	(0)
小	計	1,220,480	(1,220,480)	(0)
合	計	1,220,480	(1,220,480)	(0)

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)						
補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
「エフ・エフ」 技法の指導者と実践者の養成	日本財団	20,639,460	0	19,418,980	1,220,480	指定正味財産
市民公開講座助成研究	生命科学研究所	0	500,000	500,000	0	-
合	計	20,639,460	500,000	19,918,980	1,220,480	

5. 基金及び代替基金の増減額及びその残高
基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)				
科	目	前期末残高	当期増加額	当期減少額
基金				当期末残高
基金		4,000,000	0	0
基金計		4,000,000	0	0
合	計	4,000,000	0	0

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)	
内	金
容	額
経常収益への振替額	
使途の定めによる振替額	18,104,980
合	計
	18,104,980

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記で記載しているため、附属明細書での記載を省略する。

2. 引当金の明細

該当なし

財産目録
[2026 年 6 月 30 日現在]

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	預金	住友SBIネット銀行 楽天銀行 みずほ銀行	運転資金として 運転資金として 運転資金として	43,950,565
				31,483,908
				4,996,525
				7,470,132
	未収金	得意先等	事業に係る未収金他	84,585
				84,585
	貯蔵品	在庫 在庫 在庫	切手 小冊子 会員バッジ	108,874
7,466				
59,598				
未収消費税等	税務署等	消費税の未収金	41,810	
			481,700	
流動資産合計				44,625,724
(固定資産) 特定資産	日本財団助成金	住友SBIネット銀行	使途の定めのある助成金であり、別途管理 している預金	1,220,480
				1,220,480
固定資産合計				1,220,480
資産合計				45,846,204
(流動負債)	未払金	取引先等	事業に係る未払金他	2,538,374
				2,538,374
	前受会費	正会員受取会費 賛助会員受取会費 専門一般会員受取会費 専門学生会員受取会費 市民会員受取会費 認証会員	会員年会費 会員年会費 会員年会費 会員年会費 会員年会費 会員年会費	4,931,780
				950,170
				569,670
				598,500
				10,174
				217,016
				2,586,250
	預り金	士業報酬 報酬 年金事務所	税理士等から徴収した源泉所得税 講師等から徴収した源泉所得税 職員から徴収した社会保険料	148,628
				12,252
				33,182
	未払法人税等	税務署	法人税等の支払額	103,194
				3,260,600
流動負債合計				10,879,382
負債合計				10,879,382
正味財産				34,966,822

以 上

監 査 報 告

2025年7月1日から2026年6月30日までの第七期事業年度の事業報告、計算書類、その他理事の職務の執行の監査について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、監査方針を定めた上で、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告等について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告等は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年8月26日

一般社団法人 日本ユマニチュード学会 監事

小林信昭



松江裕二

